

## 平成 20 年第 3 回かほく市議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 20 年 9 月 11 日（木）午前 10 時 00 分開議

### 開会宣告

- 日程第 1 議案第 66 号～議案第 76 号  
（質疑、委員会付託）
- 日程第 2 諮問第 3 号  
（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 認定第 1 号～認定第 10 号  
（質疑）
- 日程第 4 決算特別委員会の設置
- 日程第 5 閉会中の継続審査の件（認定第 1 号～認定第 10 号）
- 日程第 6 一般質問

- 1．遠田 順 議員  
W E B 図書館（電子図書館）の創設について  
かほく市版「すぐやる課」の設置について  
常設資源回収所「エコ・ステーション」のその後の進展について
- 2．猪村 博靖 議員  
ジェネリック（後発）医薬品使用の啓発を図れ
- 3．安達 肇 議員  
(1)かほく市の「地球温暖化対策」について  
チーム・マイナス 6 % に参加する考えは  
地球温暖化防止実行計画について  
エコアクション 21 を取得する考えは
- 4．山田 孝一 議員  
子どもの放課後対策について
- 5．沖津 千万人 議員  
イオンかほくショッピングセンターオープンを前にして  
かほく市庁舎整備について

閉議散会

## 第 2 日 目 会 議 録

平成 2 0 年 第 3 回 か ほ く 市 議 会 会 議 録 (第 2 号)																																								
招 集 年 月 日	平成 2 0 年 9 月 1 1 日 (木)																																							
招 集 の 場 所	か ほ く 市 役 所 議 場																																							
開 会 (開 議)	平成 2 0 年 9 月 1 1 日 (木) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告																																							
応 招 議 員	出 席 議 員 に 同 じ																																							
不 応 招 議 員	欠 席 議 員 に 同 じ																																							
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">議 長 1 3 番 西 田 正 剛</td> <td style="width: 33%;">副 議 長 8 番 杉 本 正 一</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>1 番 遠 田 順</td> <td>2 番 安 達 肇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 番 宇 野 順 一</td> <td>4 番 多 々 見 武</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 山 口 博 之 丞</td> <td>6 番 金 田 正 信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 番 富 澤 明 次</td> <td>9 番 荒 井 三 喜 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 番 沖 津 千 万 人</td> <td>1 1 番 中 村 修 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 番 竹 内 幹 雄</td> <td>1 4 番 杉 本 成 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 5 番 寺 内 照 雄</td> <td>1 6 番 山 田 孝 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 7 番 猪 村 博 靖</td> <td>1 8 番 別 宗 明 敏</td> <td></td> </tr> </table>	議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一		1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇		3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武		5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信		7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄		1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一		1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一		1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一		1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏													
議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一																																							
1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇																																							
3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武																																							
5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信																																							
7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄																																							
1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一																																							
1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一																																							
1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一																																							
1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏																																							
欠 席 議 員	な し																																							
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 長 油 野 和 一 郎</td> <td style="width: 33%;">副 市 長 架 谷 外 茂 治</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博</td> <td>総 務 部 長 板 坂 卓 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 部 長 松 本 吉 雄</td> <td>産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長 酒 井 弘 幸</td> <td>消 防 長 高 橋 勲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長 虎 谷 寛</td> <td>財 政 課 長 山 越 充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企 画 情 報 課 長 森 田 善 明</td> <td>管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長 浅 野 順 平</td> <td>納 税 課 長 根 布 清 孝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久</td> <td>監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 課 長 川 端 憲 治</td> <td>子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人</td> <td>保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正</td> <td>環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長 大 西 潤</td> <td>農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆</td> <td>上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹</td> <td></td> </tr> </table>	市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治		教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之		市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志		教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲		総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充		企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝		税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学		市 民 課 長 川 端 憲 治	子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩		健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人	保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和		介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正	環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一		都 市 建 設 課 長 大 西 潤	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次		商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹	
市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治																																							
教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之																																							
市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志																																							
教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲																																							
総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充																																							
企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝																																							
税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝																																							
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学																																							
市 民 課 長 川 端 憲 治	子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩																																							
健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人	保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和																																							
介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正	環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一																																							
都 市 建 設 課 長 大 西 潤	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次																																							
商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹																																							

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	学校教育課長 梶 義裕 体育振興課長 松田 一雄 予防課長 釜井 泰廣 財政課長補佐 中田 肇	生涯学習課長 沖野 利之 消防課長 谷口 孝三 消防署長 牧 武雄
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 沖野 悌二 議会事務局書記 竹谷 孝	議会事務局次長 丸井 厚司
本会議に係員 として出席し た者の職氏名	傍聴者受付係 長木 朋子	傍聴者受付係 山本 仁美
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
	以下余白	

議事の経過 第2日目

(異議なしの声あり)

### 開会・開議

午前10時00分 開会

**議長【西田正剛君】**ただいまのところ、出席議員数は、18人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日、説明のために委嘱された者の職・氏名は9月9日に配布した説明員職・氏名一覧表のとおりであります。

### 会議時間の延長

**議長【西田正剛君】**あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 日程第1

#### 議案第66号～議案第76号

**議長【西田正剛君】**日程第1 議案第66号平成20年度かほく市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについてから、議案第76号 かほく市土地開発公社定款の一部変更についてまでの、併せて11件を一括議題といたします。

### 質 疑

**議長【西田正剛君】**これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

### 常任委員会付託

**議長【西田正剛君】**お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第76号までの、併せて11件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第76号までの、併せて11件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 日程第2

#### 諮問第3号

**議長【西田正剛君】**日程第2、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第3号は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

### 常任委員会付託の省略

**議長【西田正剛君】**お諮りします。本件は人事に関する案件につき、常任委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号については、常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

### 質疑・討論の省略

**議長【西田正剛君】**お諮りします。本件は、人事に関する案件につき、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号については、質疑・討論は省略することに決定をいたしました。

### 採 決

**議長【西田正剛君】**よつて、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

諮問第3号について、議会として、石川県かほく市木津口58番地1 紺谷悦子氏の推薦に

ついて、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【西田正剛君】**起立全員です。よって、諮問第3号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

### 日程第3

#### 認定第1号～認定第10号

**議長【西田正剛君】** 日程第3 認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定についてまでの、併せて10件を議題といたします。

#### 質 疑

**議長【西田正剛君】**これから質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 日程第4

#### 決算特別委員会の設置

**議長【西田正剛君】** 日程第4 決算特別委員会の設置の件を議題といたします。お諮りします。

認定第1号 平成19年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成19年度かほく市水道事業会計決算の認定についてまでの、併せて10件については、かほく市議会委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただ今設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、かほく市議会委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、これより指名いたします。決算特別委員会の委員に、1番 遠田順君、2番 安達肇君、3番 宇野順一君、9番 荒井三喜雄君、12番 竹内幹雄君、15番 寺内照雄君、18番 別宗明敏君、以上の7人を指名したいと思います。

お諮りします。

以上の7人を決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】**ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7人が、決算特別委員会の委員に決定をいたしました。

#### 暫時休憩

**議長【西田正剛君】**それでは、ここで、暫時休憩をいたします。再開は、10時15分からとしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時15分

#### 再 開

#### 正副委員長の報告

**議長【西田正剛君】**ただいまのところ、出席議員数は18人です。定足数に達しております

ので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、かほく市議会委員会条例第9条第2項の規定により、休憩中に開かれた決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員長に18番 別宗明敏君。同副委員長に2番 安達肇君、以上であります。これで、正・副委員長の報告を終わります。

## 日程第5

### 閉会中の継続審査の件

**議長【西田正剛君】** 日程第5 閉会中の継続審査の件を議題といたします。先ほど決算特別委員長 別宗明敏君から、決算特別委員会に付託されました認定案件10件につき、慎重審議を期する意味で、また、審議日数も必要であることから、かほく市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査にしたい旨、申し出がありました。

決算特別委員長の申し出のとおり、決算特別委員会に付託された認定案件10件について、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【西田正剛君】** ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会に付託されました認定案件10件につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

## 日程第6

### 一般質問

**議長【西田正剛君】** 日程第6、これから、一般質問を行います。あらかじめ、申し上げますが、関連質問はかほく市議会の運営に関する基準第37条第4項により、認められておりません。また、一般質問の発言時間は、議会の運営に関する基準第37条第7項の規定により、再質問も含め、発言時間は、30分以内とな

っております。また、6月定例会より再質問は自席で行うこととなっております。また、発言を求める場合は挙手を持って、発言の意思表示をされたものと認めますのでご了承願います。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 遠田順君。

**1番【遠田順君】** はい、議長。

本年は、集中豪雨が何度となく起きいたる所で被害をおよぼしました。7月には金沢市の浅野川が氾濫するなど、日本列島を揺り動かすかのように被害がおよびました。被害者の方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。まだまだ日中は残暑で日差しが強い日がありますが、例年にくらべ、秋のおとずれが少し早いように思われます。本日の質問はゆっくりとわかりやすくおこなって参りますのでよろしくお願いたします。

今回、私の方からは3点について質問させて頂きます。

まず、はじめに本市の図書館に利用者の利便性アップのために「WEB図書館」の創設をしてはどうかという提案であります。市民の生涯学習意識の高まり、若者の活字離れ、ライフスタイルの変化などを受け、公立図書館が少しずつ変わろうとしています。

昨年11月に、東京都の千代田区立千代田図書館内にWEB図書館、いわゆる「電子図書館」が公共の図書館では国内で初めてインターネットを活用した図書館としてスタートをしました。「WEB図書館」とは、電子書籍をインターネット上で貸出、返却を行うもので、インターネットが利用できる環境なら、どこからでも24時間365日電子書籍を借りてパソコン上で読むことができます。借りた電子書籍は、普通の本をめくるように画面上で読むことができ、また音声や動画再生もできます。

もちろん返却のために来館する必要もないので来館が困難な障がい者の方や多忙なビジネスマンが気軽に書籍を借り、調査や学習に役立てることが可能であります。

また「WEB 図書館」で貸し出される電子書籍は、すべてデジタル化されているので、従来のような大きな書庫スペースが不要で、パソコンのサーバースペースがあれば良く大変にコンパクトです。更に、この電子書籍の特徴として画面上で文字の大きさを、自由に拡大・縮小できるため自分の読みやすい文字の大きさと読書を楽しめることができます。音声や動画の再生も可能で、従来の書籍では出来なかった外国語のリスニング、音読なども可能であります。

更に文字やアンダーラインなどの書き込みも可能なので、書き込みが必要な問題集や学習参考書なども貸出しすることができるのです。返却時には書き込まれた文字やラインは自動的に消去されるのでとても便利です。更に蔵書の破損、紛失について、心配がありません。

そこで、お伺いいたします。本市の場合、年間で本の破損、紛失で費用はどれくらいかかっているかお聞かせいただきたいと思います。

この「WEB 図書館」では書籍の返却の遅延や破損は無く、返却の催促も不要で、書籍の盗難、未返却もありません。規定の貸出期間がくれば、延長手続きをしなければ、パソコンで読めなくなるだけであります。従来の図書館との違いは管理面だけではなく、運営コスト面でも効果が得られるのではないかと思います。ちなみに、千代田区立図書館の場合都心でもあり規模も大きいのですが「WEB 図書館」のシステムの構築に約 500 万円かかるそうであります。盗難、破損、未返却などの損失がゼロであることを考慮すれば我が、かほく市でも一度考えてみてもいいのではないかと思います。

従来型の図書館も良い点が多くあります。人とのふれあいの場でありコミュニティの場としての機能が図書館にはあります。これと併設することによって、利用者数のアップ、活字離れ、読書離れにとって少しでも改善できてくるのではないかと思います。

「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを目指すという生涯学習振興ビジョンにも通じるのではないかと思います。かほく市の新たな取り組みとして、市長のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

つぎに、2 点目の質問に移ります。通称、マツキヨで親しまれているドラッグストア、マツモトキヨシの創業者である(故)松本清氏は、昭和 44 年当時、千葉県松戸市長の職にありました。松本氏は、市役所とは「市民のお役に立つ所」と訴え続けて、市民サービスに徹し抜いた市長でありました。

サービスとは、何でしょうか。「相手が望むことを察して、尽くしてあげること」であるとするならば、どうやって市民サービスを向上させることができるのか。松本氏が考え出した「市民サービス策」として有名なのが「すぐやる課」であります。これを提案した当時、市職員からは、ものすごい反発があったようであります。「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐやります。」と、それまでのお役所仕事を打ち破った「すぐやる課」は、全国に大きな波動を呼び起こしました。

そして、数々の実績を築いた松本氏の二期目の選挙は、圧倒的な支持を得て、対立候補が現れることなく無投票当選。しかし、残念なことながら、この数ヵ月後、病に倒れ現職で亡くなりました。市民のお役に立とうとする心を持ち、すぐにやる。全国でもいくつかある「すぐやる課」は、その迅速で機動的な対応で、多く

の市民から感謝されております。

東京都千代田区では、高齢者などの生活上での困りごと相談として、24時間365日年中無休で対応する「困りごと24」、これは高齢者等困りごと支援事業の一環であります。これを平成16年からスタートさせました。高齢者や障がい者の不安を解消してあげたいとする、この事業内容は、専門技術を必要とせず、1時間程度で解決できる困りごとに対して、迅速に対応しようとするものであります。

具体例には、電球の交換、ブレーカーの復旧、家具の移動など、1回200円の有償サービスで行うものです。実施主体は、社会福祉協議会、年間の事業予算は約100万円。高齢社会への対応策として、大いに参考にすべきであると思えます。

かほく市においても、市民の身近な困りごとに対して迅速な対応がとれる、かほく版の「すぐやる課」のような縦割りではない各課を横断した市民サービスを構築していただきたいと考えますが市長のご見解をお聞かせ頂きたいと思えます。

最後の質問になります。本年の第1回定例会に質問させていただいた常設資源回収所、いわゆるエコ・ステーション24の設置についてお伺いいたします。

現在、近隣の内灘町では、本年6月1日から町役場の駐車場を利用して資源回収のリサイクルステーションを開設しカン、ペットボトル、プラスチック類、古新聞、ダンボール、容器包装プラスチック、ガラス、ビン類、スプレー缶、廃油、古着などを回収しているようであります。6月では約11トン、7月では約17トンの回収ができたそうで、その内の半分は古新聞や紙類だそうであります。また、飲料用のカンは商工会が設置をしているカン回収機の利用者が多

いそうで、このカン回収機とは空きカンを機械に挿入することにより商工会の買い物カードにポイントがもらえ町内の加盟店で利用できるそうです。どちらかといえば、そちらの方に空きカンを出す人が多いため回収は少ないとのことでした。また、津幡町でも設置に向け場所を検討中とのことでありました。内灘町、津幡町、両町とも積極的に取り組んでおります。

そこで、お伺いします。かほく市においては、施設管理と併用できるような場所たとえば七塚中央公園やアクロス高松また本庁舎などに設置を検討して頂けませんでしょうか。

また回収品の種類もカン、ビン、古新聞、容器包装プラスチック、など日ごろ指定日に回収しているものでいいと思いますが、是非とも設置に向けた前向きで具体的な答弁を期待したいと思えます。以上で私からの一般質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

**市長【油野和一郎君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**それでは、遠田議員のご質問にお答え致します。

第1点目のWEB図書館の創設につきましては、後ほど遠田教育長からお答え致しますので、私からは、2点目の「すぐやる課の設置」についてお答え致します。

今ほど、議員のご質問の中に「市役所とは市民のお役に立つ所」という言葉がございましたが、私も平成16年4月に市長に就任して、初登庁した際、また、今年3月に再任を頂きました際にも、職員に対し「市役所は市民の皆様の役に立つ所」であるという気持ちを常に忘れることなく職務に取り組んでいただきたいという訓辞を申し上げました。また、常々、職員に対し「サービスは全員がいつもむらなく心を込めて」をモットーに市民の皆様へ接するよう、



職員の意識改革を図っております。こうした心構えのもと、これまでも市民の目線に立ち、市民サービスの向上に努めてきたところであります。

議員ご質問の「すぐやる課」の設置についてであります。議員お話しのとおり「すぐやる課」は昭和44年に千葉県松戸市において全国で初めて設置され、以後いくつかの自治体において、市民サービスの一環として設置されております。これらの「すぐやる課」が行っている業務を見ても、道路や側溝などの軽微な修繕、八木の巣の駆除、動物の死体処理といったもののほか、市民からのさまざまな要望や相談に対し、可能な範囲で迅速に対処をしているようであります。かほく市では、このような業務はサービスセンターや各担当課において可能な限り迅速かつ誠実に対応し、いわゆる「たらい回し」と指摘されることのないように、常日頃より市民サービスの向上に心掛けてきているところであります。

もしこの「すぐやる課」を設置した場合、マイナス面で想定されることと致しまして、本来ならば個人において対処して頂かなければならないようなことについても「すぐやる課」に要望し、何でも行政に任せてしまおうということが生じてくるという点や、本来の趣旨からはずれ、「すぐやる課」ならぬ「なんでもやる課」、「利用される課」になってしまうことが懸念されます。また、市民からの要望に対し、緊急性の低いものについて迅速に対処しなかった場合や、行政で対処できないものがあつた場合には「すぐやらない課」と揶揄されたり、「すぐやる課」以外の部署は、言い返せば「すぐやらない課」と捉えられてしまうことも懸念されます。

こうしたことになってしまいますと、住民自

治の基本理念であります、市民と行政の「協働」の意識が損なわれてしまうことにもなりかねません。実際、今ほど申し上げた理由から、「すぐやる課」を廃止した自治体もあり、最近ではほとんど無くなってきているとお聞きしております。

また「すぐやる課」を設置した場合、現在担当課で対応している業務について、最終的にどちらの課が責任を持つのかという問題や予算の執行権限の問題、職員の増員が必要になるといったことにもなりかねず、簡素で効率的な行政運営を目指すべく取り組んでいる行政改革の流れにも逆行するような一面も出てまいります。

かほく市におきましては、職員一人ひとりが「すぐやる係」という意識のもと、全課が「すぐやる課」そして「すぐやる市役所」という心構えで、これからも市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の常設資源回収所（エコ・ステーション）設置についての質問であります。3月定例会で答弁致しました後、県内の先進地であります野々市町と内灘町の2町の現状を調査いたしました。2町の担当者の説明をお聞きしたところ、常設資源回収所を設置したメリットと致しましては、家庭の事情などにより定時にゴミを出せない方については、利用も多く喜ばれておりますが、反面、回収場所設置の際には、広いスペースと多額の経費が必要であることや開設している時間後の管理体制、不適物の混入問題、資源ゴミの抜き取り防止対策など、管理面で多くの課題があるとのことであります。

市と致しましては、議員の提案も含め、分別ゴミの搬入対象者や費用対効果、また、市の遊

休施設の利用など、更なる検討を重ねて参りたいと考えております。

また、市では、可燃ごみの中に資源として再生可能な紙類が多く含まれていることから、資源回収をより一層促進するため、また、RDF施設へのゴミ処理費の更なる削減を図ることを目的に、これまでの容器・資源ごみの計画収集に加え、平成21年4月より古紙類の計画収集につきましても新たに取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い致します。

以上で、私からの遠田議員のご質問に対する答弁と致します。

**教育長【遠田敏博君】**議長。

**議長【西田正剛君】**遠田教育長。

**教育長【遠田敏博君】**遠田議員のご質問にお答えいたします。なお、数字的な説明事項につきましては、後ほど教育部長より説明させていただきますのでご了承願います。

さて、従来型の図書館に加えて、WEB型の図書館を創設できないかというご提案についてでございますが、東京都千代田区の千代田区立図書館が昨年11月26日に、国内の公共図書館として初めて「千代田WEB図書館」の運用を開始し、大きな話題となっていることはご承知の通りであります。

議員ご指摘のように、インターネットが利用できる環境を有し、利用者登録をすれば、時間に関係なくかつ図書館に足を運ぶこともなく、電子書籍と呼ばれる図書をインターネット回線を通じて借り受け、パソコンの画面上で読むことができるという利便さが注目され、加えて蔵書を管理するための書庫も必要としないことなどから、関心を示す図書館もでてきていることとあります。

現在、千代田区立図書館が所蔵する電子書籍

はビジネス書や児童書、学習参考書を中心として約3千150タイトルとのことであり、同図書館の蔵書15万冊にしてまだ少ない状況ですが、今後、年5百万円程度の予算で増やしていく予定であると聞いております。

一方、その他の電子図書館の現状についてでございますが、国立国会図書館では、電子図書館「近代デジタルライブラリー」として、明治期・大正期の刊行図書約14万8千冊が画像データベースとして閲覧可能となっております。またインターネット上では「青空文庫」と称される電子図書館が運用され、著作権の消滅した作品を中心とする約7千4百冊が無料で広く一般に利用される状況となっているようであります。

さて、WEB図書館は、読みたいもの又は調べたいものが特定されている場合には便利なものですが、調べ学習などにおいては資料としての印刷ができないという難点があります。また、書棚に並んでいる状態での閲覧によって、初めて特定の本の存在に気づいて本を選ぶという利用者や、落ち着いた読書環境としての図書館の雰囲気を求める利用者が多くいることを考慮すれば、従来型の図書館とのバランスのとれた運用が必要であることは言うまでもありません。

ご提案のあった電子図書館という新しい図書館の運用形態につきましては、現在のところ、限られた図書館と出版社の協力によって成り立っているものであり、電子書籍の一般的流通形態が確立されていないことや冊子書籍に対して種類が少ないこと、価格が割高であることなどの課題もあるようであります。

以上のような状況を踏まえつつ、電子図書館運用のためのシステム構築や保守に要する費用などを総合的に判断致しますと、かほく市立

図書館と致しましては、将来的方向性を見定めつつ当面は従来型図書館として蔵書の充実に努めて参りたいと考えるものであり、WEB図書館の創設につきましては、なお時間を要して検討していく必要があるものと考えております。何とぞご理解を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

以上で遠田議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

**教育部長【酒井弘幸君】**議長。

**議長【西田正剛君】**酒井教育部長。

**教育部長【酒井弘幸君】**それでは、遠田議員のご質問にお答え致します。

市立図書館において、1年間に本の破損・紛失分としてどれくらいの費用がかかっているかというご質問でございますけども、平成19年度において紛失はございませんでした。それで破損という扱いに致しました図書並びに視聴覚資料の点数は102点で、金額にいたしますと162,008円相当となります。平成19年度末の蔵書数170,495点の約0.06%という割合になっております。

今後も、市立図書館が利用者にとりまして利用しやすい環境づくりに努めていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

以上で遠田議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

**議長【西田正剛君】**遠田議員、答弁もれはありませんか。

**1番【遠田順君】**ありません。

**議長【西田正剛君】**再質問はありませんか。

**1番【遠田順君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**遠田議員。

**1番【遠田順君】**今ほどは市長、また教育長、教育部長、明快なる答弁本当にありがとうございます。

いました。

その中で、先ほど言いました「すぐやる課」についての再質問なんですけど、私ども市民の方と接する機会にですね、こういった問題はどこの窓口で相談したらいいのか、私は分からないもので教えてくれないかなというような質問が多々あります。今、市としては窓口受付そういったところで、何課ということでお返しはしているんだろうと思うんですけど、その辺がまだ市民の方に明確にわからないという部分で、そういった「すぐやる課」ではないですけど、ここに電話すれば大体大事なことを回してもらえるような、明確なわかるようなものがあれば、そこに電話してですね、問い合わせをして対応してもらう、そういうことが出来るかなと思うので、そういった窓口を一つ設けてもらえないかなというのが一つございます。

その点について市長の答弁をお願いします。

**市長【油野和一郎君】**議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**今ほどの遠田議員の、市民の皆さんにとって分かりにくいと、どこへ質問をしたらいいかということでございますけれども、市といたしましても、そういった声にどういう形で対応するか、内部で検討します。とりあえずは、市のほうへ電話していただければ、すぐどうということかということに対応させていただければというふうに思っていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

**議長【西田正剛君】**ただ今の答弁に対し、再質問はありませんか。

**1番【遠田順君】**他の部分で質問あります。

**議長【西田正剛君】**遠田議員。

**1番【遠田順君】**もう1点ですね、「WEB図書館」の件について教育長、これ関連するこ

とでございますけれども質問がございます。

今、費用もかかって難しいというふうな答弁でございました。今後図書館、今3地域の方で創設されておりますが、どんどん本も新しく購入されていると思うんですけど、いずれこういったものを統一していくようなお考えはあるのか、お伺いをしたいなと思います。

**市長【油野和一郎君】** 遠田教育長。

**教育長【遠田敏博君】** 遠田議員のご質問にお答え申し上げます。

今、旧3町の3館、3つの図書館で図書館運営をしております。将来的にはどういう形態でというお話しのご質問ではなかろうかという思いもしておりますけど、現在効率的に3館をまわすように、職員の配置も今年度から考えて今やっております。

将来的には、行財政改革の一面もございまして、どのような形態で運営していったらいいのかが、これから検討していかなければならないとも思いますけども、今よりももっと統合された形の方向へ進むのではないかなと私は考えております。どうぞよろしくお願いいいたします。

**議長【西田正剛君】** ただ今の答弁に対し、再質問はありませんか。

**1番【遠田順君】** ありません。

**議長【西田正剛君】** 遠田議員。

**1番【遠田順君】** これで再質問を終わります。

**議長【西田正剛君】** 次に、17番 猪村博靖君。

**17番【猪村博靖君】** はい、議長。

私は今定例会にあたり、ジェネリック医薬品使用の啓発を図れと題して、質問を行います。

ジェネリック医薬品、聞きなれない言葉かもしれませんが、そこで先ず、ジェネリック医薬品とは何ぞや、というところからお話したいと思っております。

ジェネリック医薬品、日本語に訳しますと後発医薬品と呼ばれます。医薬品は製剤会社や研究機関が膨大な労力と時間、費用を費やして開発されます。1つの医薬品が完成し、効果・安全性が確認、立証され、国の認可を受けて医療現場で使用されるまでには開発期間だけで、およそ10年から15年の歳月と、数百億円もの投資が必要といわれております。こうして開発された医薬品は数々の特許に守られ、開発・製剤メーカー等に莫大な利益をもたらします。これらの医薬品を一般的に先発医薬品と呼称しております。

一方、ジェネリック医薬品はそうした先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、用量、効果および効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売されるものであります。

前述しました膨大な開発期間が約3年間程度、投資も最小限に抑えられるため、それが薬価にも反映され、その価格は平均すると先発医薬品の約半額程度に押さえることが可能となっております。

さて、ジェネリック医薬品の使用で懸念される安全性についてであります。先発医薬品は特許期間が満了するまでに多くの患者さんに使用され、その成分の有効性や安全性が確立されています。前述しましたように先発医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効果および効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売されるものがジェネリック医薬品であります。

また、医薬品は薬事法により様々な規制が定められています。ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ規制の下で開発・製造・販売されておりますので、品質に大きな違いは無いと考えられています。また、製品によっては後発故に、大きさ、味、においの改善、保存性、携帯性の

向上など、先発医薬品よりも工夫されているものもあります。

それでは、私たち生活者、つまり患者から見ると、どのような利点があるのでしょうか。ジェネリック医薬品の価格は、先発医薬品の 20 パーセントから 80 パーセント、平均しても約半額であります。このことから、患者さんの薬代負担が端的に減少することが利点の第一として挙げられます。

特許期間が過ぎている医薬品を全てジェネリック医薬品に置き換えることが出来るとすると、日本の医療費は年間で約 1 兆円も節減できると試算されています。大局的に見れば医療費の国庫負担が減ることで医療行政の質向上が期待できます。

また、近年ますます経営が苦しくなっている、各種の健康保険事業にも好結果をもたらすと期待されます。

しかしながら、日本ではまだまだジェネリック医薬品の普及は進んでおりません。欧米では数量ベースでアメリカ・イギリス・ドイツでジェネリック医薬品が全体の 50 パーセントを超えるのに対し、我が国では 16.9 パーセントにとどまっています。

各国の医療保険制度の違いもあって一概に論じられませんが、その効果と比較して、一般化していないのは事実であります。

国も平成 24 年度末までにジェネリック医薬品の数量シェアを 30 パーセントまで高めるべく啓発を進めておりますし、これに呼応して石川県も推進協議会を設立しております。

もちろん、治療にあたる医師の皆様のジェネリック医薬品に対する理解が大事であることは論を待ちませんが、先ず患者さんがその存在を知り、正しい知識を持ち、積極的にジェネリック医薬品の処方申し出ることが肝心です。

加えて、国民健康保険事業を運営するかほく市としても市民の皆様、医師会、薬剤師会などに積極的にアピールすることが必要と考えます。

そこで、質問です。

一つに、ジェネリック医薬品に対する市長の認識はどうか。

二つ目に、国保会計における医療費・調剤費をどう評価しているか。

三つ目に、ジェネリック医薬品の積極使用による効果をどう見込むか。

四つ目に、ジェネリック医薬品の啓発を市として行う考えはあるか。

五つ目に、以前、委員会で提言したが、その後具体的な行動を起こしたか。

六つ目に、今回の提言に対する今後の方針は、以上 6 点をまずお聞かせいただきたいと思えます。

不足等があれば、再質問で聞きたいと思えます。

**市長【油野和一郎君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**それでは、猪村議員のご質問にお答え致します。

まず、ジェネリック医薬品に対する認識についてであります。議員ご承知のとおり、医薬品につきましては、新薬いわゆる先発医薬品として最初に発売された薬は特許権に守られ、約 20 年間は開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができることとなっております。その特許期間が切れると、他のメーカーでも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになります。

これが「ジェネリック医薬品」いわゆる後発医薬品であり、すでに使われていて有効性も安全性も確かめられた成分ですから、承認までの

手続きが少なく、開発や研究にかかる時間も金額も少ないので、価格を低く設定することができるものであります。

平成 19 年 10 月 15 日に出されました国の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」によりますと、後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、平成 19 年 6 月 19 日閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」においても、平成 24 年度までに、後発医薬品の数量シェアを平成 18 年度の約 17%から 30%以上にすることとしております。

一方、後発医薬品については、現場の医療関係者などから、その品質や供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘される場合もあり、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にあると承知しております。また、後発医薬品の周知、啓発が十分になされていないこともあり、服薬する側が後発医薬品を知らなかったり、その効用・安全性などに不安を持っている人もまだ多いのではないかと感じております。

次に、国保会計における医療費、調剤費をどう評価しているのかとのことですが、ご存知のとおり、増加傾向にある医療費により、国民健康保険を含めて全保険者の会計は非常に苦しい状況にあります。その中で調剤費の占める割合であります。具体的な数字で申しますと、平成 18 年度のかほく市国民健康保険事業における療養給付費は 25 億 6 千 39 万円で、うち調剤費は 2 億 2 千 2 百 51 万円であり、調剤費比率は、かほく市では 8.7%であり、県内平

均の 11.2%を下回っております。年々増加する医療費を考えると、少しでも医療費の中に占める調剤費の割合を抑えていく必要があると考えており、ジェネリック医薬品の積極使用による効果については、議員お話のように、調剤費の軽減につながると思われ、

市といたしまして、ジェネリック医薬品の啓発を行うかどうか、今後の方針についてであります。国が使用促進を進めているジェネリック医薬品の使用については、まず医師の処方箋が必要であり、そして何よりも肝心ことは、患者本人がご自身の病気治療にあたって、あくまでも自己責任で選択をするということであり、

それには、ジェネリック医薬品メーカーによる安定供給や品質確保、情報提供などにより、医療機関の関係者を始め患者が安心してジェネリック医薬品を使用することができるよう、信頼性を高めることが、最も重要なことであると考えております。

そのような中で、平成 18 年 4 月より、処方箋に医師の「後発医薬品への変更可」のチェック欄が設けられ、本年 4 月には、処方箋に「後発医薬品への変更不可」欄に変更され、医師が署名しない限り、本人が後発医薬品を選択できるようになり、推進体制が整ったところであります。

市と致しましては、石川県が昨年 9 月に設置した後発医薬品使用推進連絡協議会の動向も見据えて、国民健康保険等被保険者への PR や医療機関関係者との協議を進める中で、啓発を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

尚、市民文教常任委員会で質問されました医師への状況確認につきましては、市民部長より答弁させますので、以上で猪村議員に対する私

からの答弁とさせていただきます。

**市民部長【松本吉雄君】**議長。

**議長【西田正剛君】**松本市民部長。

**市民部長【松本吉雄君】**それでは、猪村議員のご質問にお答え致します。

平成 18 年第 2 回定例会市民文教常任委員会において、議員よりジェネリック医薬品の使用に関して、医療機関の方々に状況確認することの提言がありました。

その後、かほく市内にある開業医を始め薬局に問い合わせをいたしましたところ、医師が薬を処方する際、対応するジェネリック医薬品があれば検討してもらえとのことでありました。

また、保険薬局においても処方箋に基づきジェネリック医薬品の使用について、本人説明をしたうえで変更する場合もあるとのことでありました。

今後も、啓発活動を進めて参らなければならぬと考えておりますが、先ほどの市長答弁にありましたとおり、普及に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で猪村議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

**議長【西田正剛君】**猪村議員、答弁もれはありませんか。再質問はありませんか。

**17 番【猪村博靖君】**答弁漏れはありません。

**議長【西田正剛君】**再質問はありませんか。

**17 番【猪村博靖君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**猪村議員。

**17 番【猪村博靖君】**ただ今、市長、松本市民部長からたいへん明快な答弁をいただきました。市長のジェネリック医薬品に対する認識がよく分かりました。また具体的な数字もあげていただきましたし、ジェネリック医薬品が今ひ

とつ普及しない原因についても述べていただきました。ありがとうございました。

私の今回のこの質問にあたりまして、執行部担当課に、国保、老保の関係のデータ収集でご協力をいただきました。感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、今後の啓発推進について、いま一つ積極性が見受けられないといいますが、具体的なものがなかったように感じましたので、あえて再質問させていただきます。

今、私の手元にジェネリック医薬品に伴う費用削減効果のサンプルがございます。いずれも国保の 3 割負担の方を対象としたものでありますけど、例えば高脂血症の代表的な薬を一日一回、1 年間服用したとして、その薬価は先発医薬品では 14,420 円であり、これをジェネリック医薬品に変更いたしますと、その価格は 7,670 円、その差は 6,570 円であります。同じく高血圧治療薬ではそれぞれ、9,860 円と 2,190 円、差額 7,670 円ということになる。ほかにも例はたくさんございますけれども、その薬価の費用効果は一目瞭然であります。

また、ある健康保険組合、あえて名前は出しませんが、例を申し上げますと、被保険者の皆様に診療実績をもとに、現在処方されている薬から変更可能なジェネリック医薬品の通知を実施したところ、全体の 30~35 パーセントの方がこれに応じて変更し、その効果として 6 ヶ月間の削減額は、本人負担で約 312 万円、健保負担分で 764 万 5 千円、全体では約 1,077 万円に達したという報告もあります。

これほど効果の期待できるものをみすみす見過ごすべきではないというふうに考えます。市としてアクションプログラムを作成して、より具体的な行動を取るべきと考えますが如何か。

過日、日本ジェネリック医薬品協会同学会と連絡を取りました。ジェネリック医薬品の啓発ポスター、ジェネリック医薬品の処方希望する旨を意思表示できる問診表や、カードがWEB上から簡単に入手可能です。著作権を気にせず、積極的に利用して欲しいというお話がございました。

また、ジェネリック医薬品を積極的に処方している医療機関、保険調剤店の一覧などもございます。ちなみに石川県では、医療機関で金沢医科大、城北病院などを初めとして5医療機関、薬局では13でしたかね、が積極的にジェネリック医薬品を進めているという実績であります。

是非、市の窓口これらを置くなどして、啓発を図っていただきたいと提言いたします。

松本市民部長に再度答弁を求めたいというふうに思います。

**市民部長【松本吉雄君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**松本市民部長。

**市民部長【松本吉雄君】**啓発についての再質問とお伺いいたします。

当市の状況的なものと、県の対応ということを少し述べさせていただきます。

市長の答弁にありましたように、ジェネリック医薬品については、その品質、薬品効果については厚生労働省が承認しており、新薬と同等のものとして聞いております。国においても平成24年度までに、ジェネリック医薬品の使用を全体の30%以上にしたいと利用促進の啓発を行っております。

これに先立ちまして、県におきましても県医師会、県薬剤師会、県薬卸組合、病院薬剤師会などの関係者によりまして、後発医療品の使用推進連絡協議会が開催をされております。

後発医療品の推進につきましては、随時県の

方も協議を行っておりまして、19年度におきましては、後発医療品のアンケート調査を県内の病院105、医院704、薬剤局354を対象として実施いたしまして、全医療薬品の45,345品目の内、4,478品目の後発製品について調査を行っております。

内容といたしましては、処方する理由、処方されない理由や、患者における後発医療品の認知度並びに、患者の使用意向等の調査を行っております。いずれも約30%台の認知度というふうに出ております。これを踏まえまして、市といたしましても考えておりますのは、あくまでこのジェネリック医薬品の使用につきましては、医療機関からの処方箋により医薬品を選ぶのは患者個人であります。その認知度を上げるという意味で、先ほど猪村議員が言ったように、通知もしたりとか、いろんなことがあると思いますが、今後は市の医師会並びに、医療関係者の意見も聞きまして、ジェネリック医薬品の存在並びに利用効果等について、できる範囲で情報提供に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長【西田正剛君】**猪村議員。

**17番【猪村博靖君】**はい、議長。

たいへん詳しい答弁をいただきました。まさにその通りだろうというふうに思います。市長の答弁の中にもありましたけれども、先ずこのジェネリック医薬品が普及しないという理由の最も大きなものは、単に患者さん自身がこのジェネリック医薬品というものがあるということを知らないということがあるんだろうというふうに思います。もちろん行政の仕事でございますから、1メーカーの旗振りをしたりですね、強制的にこれを促すということはあってはならないことではありますけれども、今力強い答弁をいただきました。



できる範囲で結構ですから、先ず保険者の皆様方がジェネリック医薬品というものがあるんだよ、その医薬品というのはこういうものなんだよ、ということを知りえる情報を与えるというところに、一つ努力をしていただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

### 暫時休憩

**議長【西田正剛君】** それでは、ここで、暫時休憩をいたします。再開は、午前 11 時 15 分からとしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 16 分

### 再開

**議長【西田正剛君】** ただいまのところ、出席議員数は 18 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

**議長【西田正剛君】** 2 番 安達肇君。

**2 番【安達肇君】** はい、議長。

現在、地球温暖化対策は、人類にとって待ったなしの大きな課題となっています。最近、日本全国で発生した豪雨は、地球温暖化による異常気象により発生していると考えられています。何十年に一度という記録的な豪雨が、全国のいたるところで相次いで発生し被害をもたらしています。治水対策や災害対策は当然必要ではありますが、根本的な地球温暖化対策をおこなうこと、それがとても重要であると考えます。

7 月に行なわれた、洞爺湖サミットの首脳宣言では、「2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも 50% の削減を達成する目標というビジョンを、国連気候変動枠組み条約のすべての締約国と共有し、これら諸国と共に検討し、採択することを求める。」という大変、回りくどい表現となっております。これは、G 8 だけの合意では解決できない問題に対し、

中国やインドなどが、先進国がさんざん地球の空気を汚してきたのに、それらの国と同じ土俵に乗ることはできないという立場をとっていることにも原因があるようであります。このような背景から、全ての国が問題意識を共有しながら、利害がからみ合意できない状況にあります。しかし、この問題は待ったなしの状況です。過去 100 年間で世界の平均気温は 0.74 上昇しました。このままだと後 100 年間で 4 上昇すると言われており、北極が消え、異常気象による被害が増大いたします。国レベルの合意を待つのではなく、個人・地域・企業などあらゆる分野の人々が、温室効果ガスを減らす努力をしていくことがとても重要であります。

1997 年にできた京都議定書において、わが国は 1990 年を基準として、2012 年までに 6% 減らすことを約束しました。最も進んだ省エネルギー技術を持ち、GDP（国内総生産）あたりの CO2 排出量が、世界の主要国の中で最も低い日本において -6% という数値は大変厳しい数値であります。約束は約束です。ところが現時点において約 +8% となっているのが現状です。そこで政府は、2005 年から、約束の実現のための国民的プロジェクトとして「チーム・マイナス 6%」運動を展開しています。このプロジェクトには、個人・団体・企業など誰でもが無料で参加でき、参加者が実行することは、エアコンの設定温度を控えること、水や電気を節約すること、レジ袋を使わないことなど、身近にできるちょっとしたことで、できることから取り組めば良いわけであります。

そこで、かほく市として、「チーム・マイナス 6%」のプロジェクトに参加する考えがないのか伺います。チーム員宣言をし、参加することにより、団体チーム員は、ロゴマークを使用することが可能になります。行政は行政自身が

温暖化対策を実行することはもとより、市民の方々にも普及・PRする必要があります。市民の中には、レジ袋を使わない運動をしているなど、様々な取り組みをしている団体がありますが、なかなか普及していないのが現状です。行政が率先してPRすることにより、これらの方々の後押しをすることが可能であり、市民一人ひとりが行動をおこすきっかけとなるのではないのでしょうか。そして私は、油野市長をはじめ、この議場にいる皆様方に「チーム・マイナス6%」の個人チーム員となることをお勧めいたします。また「かほく市議会」として団体チーム員となることも可能でありますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

地球温暖化問題という大きなテーマに対して、私たち一人ひとりに何ができるのか。一人ひとりの力は小さくても、チームとして結集すればきっと大きな力になる。そう信じて参加のご検討をお願いするものであります。

これは、たくさんあるロゴマークの一つであります。この一番下に、「私たちはチームマイナス6%に参加しています」と書いてあります。これが、団体チーム員になると、この「私たち」の部分で、「かほく市」とか「かほく市議会」とかに変更して、市民の皆様にご啓発することが可能になります。そして、今度はこれですけど、団体チーム員はこのように名刺にロゴマークを使用することが可能になります。

渡した相手にPR啓発することが可能になります。市民文教常任委員会で視察してきた牧之原市の職員の名刺にも、このロゴマークが入っていました。そのように取り組んでいる市町村もあるということです。

今朝のホームページを見ましたところ、このプロジェクトに参加している個人チーム員数は243万8,477、団体チーム員数は2万4,648

であります。

ということで、続いての質問に移ります。かほく市は平成20年度より、環境ISOをやめ、地球温暖化防止実行計画に移行し、対象範囲も3庁舎のみであったものから、全ての公共施設を対象として、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいるわけですが、そのことについて質問させていただきます。まず、対象施設には、大変多くのエネルギーを消費する、上下水道施設や市営バスなども含まれているのでしょうか。そうであれば、それらの省エネルギー対策やエネルギーの有効活用方法をお伺いいたします。また、対象範囲を拡大することにより、温室効果ガス排出量の削減効果はどれくらい見込まれるのか、将来的な削減目標も含めお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止実行計画を検証する審査についてであります。環境ISO同様の内部審査と「かほく市地球温暖化防止協議会」の審査はあるようですが、環境ISOのような外部の専門家による審査がありません。一昨日の市民文教富澤委員長の視察報告にあったとおり、市民文教常任委員会で、環境先進市である牧之原市へ行き「エコアクション21」について視察・勉強してきました。その中でお聞きしたことですが、長野県は「環境ISO」から「エコアクション21」に乗り換えたそうであります。「環境ISO」は国際規格で「エコアクション21」は環境省による国内規格ですが、内容はほぼ同じで、両者とも専門家による外部審査があります。大きな違いは価格であり、「エコアクション21」の方が相当安価であることが、乗り換えた大きな要因であるとのことあります。また、湖西市は「環境ISO」をやめ、地球温暖化防止実行計画だけにしたところ、外部審査がないことから職員の意識が低下したため、現在

「エコアクション 21」の取得を検討しているとのことでした。我が市においては、職員の意識が低下することはまず無いと信じているわけですが、やはり専門家による外部審査があった方が、アドバイスを受けることもでき、より効果上がるのではないかと思います。そこで、かほく市において「エコアクション 21」を取得する考えがないか伺います。

質問は以上ですが、最後に一言。今から百年後、その時生きる人類は、自分たちがどんな地球に住むかを定めることができません。未来を決めることができるのは、今を生きている私たちだけなのです。ひとつしかない美しい地球を、それを未来の子どもたちにも受け継いであげられるよう、真剣に行動しなければなりません。

油野市長の熱意ある答弁を期待し、私の一般質問を終わります。

**市長【油野和一郎君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**それでは、安達議員のご質問にお答え致します。

まず第 1 点目の「チーム・マイナス 6 %」の参加についてであります。

議員お話しのとおり、地球温暖化防止という大きなテーマに対して、人間一人ひとりの力はそれほど大きくありませんが、チームで実施すれば大きな原動力となり、確実に地球温暖化防止に対する効果が期待されるものであると考えております。

市役所におきましては、これまで職員に対して、庁舎内の冷暖房の温度設定・節電・節水・エコ製品の利用など全庁的に取り組みを実施して参りました。今年度からは活動計画を策定し、削減の環境目標を掲げ、新たな取り組みを開始しているところであります。また、市民への啓発などにつきましては、県民エコライフ大

作戦の参加や、エコクッキング教室の開催、電気の灯りを利用しない音楽会の開催など各種の事業を展開しており、特に、県民エコライフ大作戦におきましては、かほく市民の参加率は、一昨年、昨年と 2 年連続で県下第一位の実績となっております。このようにかほく市では、すでに「チーム・マイナス 6 %」の取組み内容と同様な取り組みを多くの市民の皆様と行っている状況でございます。

市と致しましては、京都議定書に定められた本年度から平成 24 年度までの 5 年間で第一約束期間であることも踏まえ、市のより確実な活動を実施するために、この機会をとらえて、国が推進している「チーム・マイナス 6 %」に加入するため、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

次に 2 点目の、地球温暖化防止実行計画についてであります。かほく市では、この 4 月に「かほく市地球温暖化実行計画」を策定し、市が行う事務や事業活動などにより環境負荷のかかるものに対して、数値目標を定め環境負荷の低減を図っているところであります。計画実行にあたりましては、環境マネジメントシステムにて運用しております環境管理組織を活用致しまして、環境管理委員会を設置し、私が環境管理総括者として事業を推進しております。

議員ご質問の地球温暖化防止実行計画における対象施設の範囲についてであります。上水道施設、下水道施設につきましては、環境 ISO に引き続き、計画実施対象施設と致しております。

現在の取り組みと致しましては、省エネルギー対策として、上水道施設において、取水から給水までの全過程において漏水抑制のための老朽管路の更新事業や第一次拡張事業により

ます施設の更新を計画的に実施しており、昨年度の有収率は 96.3%であり効率的な運営となっております。

また、下水道施設につきましては、電気使用量等の削減のため、水処理運転でのエアレータの運転制御、返送汚泥ポンプの間欠運転など、以前より処理場管理等で工夫をしてきているところであります。下水処理場等の維持管理については、包括的民間委託とすることによりまして、維持管理費などの更なる削減に繋げるため、現在、段階的に、管理委託範囲の見直しを図っているところでもあります。

エネルギーの有効利用につきましては、下水道処理水の再利用として、処理場内では曝気装置の泡消し、汚泥棟濃縮槽の洗浄、樹木等への散水、管理道路の消雪に利用しているところがあります。

尚、市営バスにつきましては、削減対象施設と致しておりませんが、議員ご承知のとおり、市民の足として、公共的な責務が主なものであり、公共交通機関の利用促進を図ることは、自家用車利用抑制に繋がり、温暖化防止に重要な役割を果たすものであります。削減対象施設からは外れておりますが、日頃から運転委託業者に対して車両整備、急発進、急停車の禁止、アイドリングストップなどの習慣づけをすることにより、限られた資源の有効利用を図るとともに、経費節減にも努め、省エネルギー対策に取り組んでいるところでもあります。

次に、温室効果ガス削減量につきましては、ご存知のとおり京都議定書では、平成 20 年度から 24 年度の間、平成 2 年と比較いたしまして 6%削減すると世界に向けて約束致しました。また、石川県においては平成 22 年までに、平成 13 年と比較致しまして 7.8%削減目標を掲げており、かほく市と致しましては、平成

19 年度を基準として、今年度から平成 24 年度までの 5 年間で、約 400 トン、約 9%の削減率を見込んでいるところでありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に 3 点目の、エコアクション 21 の取得についてのご質問であります。地球温暖化防止実行計画の目標達成に向けた、審査体制につきましては、計画の実施に際し、第三者機関の監視がないと職員の意識が低下することが危惧されることとありますが、市では、今年度から、この計画に基づきまして、3 庁舎のほかに消防本部、保育園、小学校、中学校などすべての組織、公共施設を対象にして、地球温暖化の防止のための積極的な取り組みを展開しており、職員に対しても常に意識を持って行動するよう周知徹底を図っているところでもあります。

現在の取り組みとしては、これまでの環境 ISO の経験を活かした環境マネジメントシステムを通して数値目標を定め、環境負荷の低減や各課においてテーマを定めた環境配慮事業活動に広く取り組んでいるところでもあります。

また、何よりも職員の意識が大切なことであり、環境 ISO を引き継いだ取り組みとして、研修会の開催など、更なる向上に努めて参りたいと考えております。

議員ご質問のエコアクション 21 の取得につきましては、実行計画の取り組みも始めたばかりであり、今後、こうした状況を見極めたうえで検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。以上で、安達議員のご質問に対する答弁と致します。

**議長【西田正剛君】**安達議員、答弁もれはありませんか。

**二番【安達肇君】**答弁もれはありません。

**議長【西田正剛君】**再質問はありませんか。

**二番【安達肇君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**安達議員。

**二番【安達肇君】**どうもありがとうございます。再質問の前にですね、今ほどの答弁の中で、私がですね「エコアクション 21」の答弁に関してですけども、第三者機関の監視がないと職員の意識が低下するというようなことを危惧しているというような答弁があったように思いましたが、私は危惧していません。私はかほく市の職員を信じております。ただですね、環境技術というのは、日々年々いろいろ進化しております。そういう進化していることに対して、新しいシステムや考え方というのが当然これからも入ってくると思いますので、今現在、確か 8 月までですかね、環境 ISO の期間があったと思うんですけど、今現在、かほく市は高いレベルにあると思いますが、そういう高いレベルを維持していく上でも、専門家の監視ではなくてですね、アドバイスを受けれるようにエコアクション 21 を検討したらどうかという趣旨でありました。実行計画を見極めた上で検討するということなので、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは再質問でありますけども、今の答弁の中で、市営バスが「地球温暖化防止実行計画」の削減対象施設に入っていないとの答弁だったと思うんですけども、バスというのは温室効果ガスを排出しながら運行しているわけです。運転業務を業者に委託しているとしても、先ほど答弁の中で、全ての公共施設を対象として「地球温暖化防止実行計画」をおこなうのであれば、かほく市営バスも対象にすべきだと思うわけですけれども、対象施設としていない理由をお聞かせください。

**市民部長【松本吉雄君】**議長。

**議長【西田正剛君】**松本市民部長。

**市民部長【松本吉雄君】**安達議員のご質問にお答えいたします。対象施設としていない理由ということでありますけれども、この地球温暖化計画を策定する基本でありますけども、これは考え方次第でありますけども、あくまで削減を義務付ける施設と、それから削減を義務付けしない施設に分けて対応しております。

例えば、一定の行動把握が難しい消防自動車、並びに救急車等の緊急車両、またバス事業等の公共交通車両で、事業を拡大させることにおいて、その事業から排出される温室効果ガスが増えても、個人消費のガスが削減されることが期待でき、地球全体の温室効果ガスの削減につながるが見込まれるものにつきましては、削減対象から外するのが妥当と考えております。

また、バスの運転業務につきましては、先ほど市長が言いましたように、運転手並びに会社につきまして、省エネを基本とした運転を指導しており、削減対象から外しておりますが、無駄なエネルギー消費が無いが、チェックは常に心がけておりますので、ご理解をお願いいたします。

**二番【安達肇君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**安達議員。

**二番【安達肇君】**了解いたしました。消防自動車や救急車も入っていないということで、消防本部は入っていて、その中の消防自動車と救急車は対象範囲外ということで、それはそうだなというふうに感じました。バスも増えてもマイカーが減れば、CO<sub>2</sub>が削減するということなのかと思うんですけども、ではですね、来月から福祉巡回バスの実証実験が始まります。この福祉巡回バスも削減対象施設からはずすという考えですか。それをちょっとお伺いいたします。

**市民部長【松本吉雄君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**松本市民部長。

**市民部長【松本吉雄君】**ご質問にお答えいたしたいと思います。

来月から福祉巡回バスが始まりますが、それも対象外ということで考えているかというご質問でありますけれども、福祉バスにつきましても、公共交通機関としての事業の位置付けというふうに私は思っておりますので、削減対象施設から外す考え方があります。

ただ、先ほど言いましたように、全施設ということで、計画を作っているのですが、確かに倉庫とか、それから消防自動車のいわゆる詰め所、そういうのは今回外しております。ただ、この計画ですね、それを最終的に見るためには、国は6%ですけど、うちは9%削減という中におきましては、いわゆる分母、こういう施設もすべて入れて、いわゆる参考値としてこれからこういう計画を見極めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**二番【安達肇君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**安達議員。

**二番【安達肇君】**どうして外してあるかということが大体理解できました。今のことを理解したということであればですね、市営バスも福祉巡回バスも、空気だけ運んでいると地球温暖化対策と逆行するわけですけども、これはどうして外しているかということを考えますと、逆に利用者が多く、マイカーの自粛に繋がると地球温暖化対策の有効な手段となって、便数も増やしていくとそれだけ、もっともっと削減できるということで対象施設から外してあると、そういうふうに理解いたしました。そういう観点からもですねこれからも市営バス、福祉巡回バスの利用者が増大するような施策をとっていただきたいと思います。

それと、さきほどの答弁で、「チーム・マイナス6%」の加入に前向きに検討するということでしたので、市営バスや福祉巡回バスは走る広告塔だと思っております。まだ、前向きに検討するといった段階ですとはまだ言っていないんですけど、もしチームマイナス6%に加入した場合には、そういう市営バスとか福祉巡回バス、走る広告塔に、そういうロゴマークをつけて是非走らせていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ご苦労様でした。

### 暫時休憩

**議長【西田正剛君】**それでは、ここで、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時30分からとしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

### 再開

**議長【西田正剛君】**ただいまのところ、出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

**議長【西田正剛君】**16番 山田孝一君。

**16番【山田孝一君】**はい。

近年、子どもが巻き込まれる悲しい事件が相次ぎ、子どもの安全をいかに守るかが大きな課題となっております。

「子ども同士で自由にのびのびと遊ばせたいが、安全を考えると子どもの行動を制約せざるを得ない」と感じている親も少なくありません。

子どもの安全で安心な「居場所」を確保し、のびのびと過ごすことができるよう「子どもの放課後対策」はたいへん重要なことです。本日はこの「子どもの放課後対策」について質問させていただきます。

国においてもこの問題には力を入れており、文部科学省と厚生労働省の連携で、平成19年

度より「放課後子どもプラン」がスタートしております。「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で放課後や週末等に、子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものであり、現在多くの市町村において小学校や公民館、児童館などを活用し、地域性を活かした「放課後子どもプラン」に取り組んでいるところであります。

かほく市においても、その事業の一環として「ゆめまなび大学こどもクラブ」を市内の全6小学校で実施しているところですが、その事業について3点お伺いいたします。

まず第1に、活動回数はどれくらいで、それは「子どもの放課後対策」として十分に機能しているかであります。

第2に、対象児童は1年生から6年生までとなっていますが、活動時間は何時から何時までで、高学年が参加できる時間帯になっているかであります。高学年の参加割合も示していただきたく思います。

第3にこの事業を真に「子ども放課後対策」として、全ての児童を対象に毎日行うなど、更に拡大・拡張していく考えはあるのかをお伺いいたします。

次に「学童保育クラブ」について伺います。「学童保育クラブ」の対象児童は小学校1年生から3年生までの、下校後保護する父母などが、勤務などにより保護を受けることができない児童であります。

よって、「ゆめまなび大学子どもクラブ」のように全児童を対象としていないことから、「子どもの放課後対策」としての事業との位置付けではないと思いますが、入会している児童にとっては、年齢の異なった子どもたちがたく

さんの経験を通してたくましく育つ場であり、安全で安心な場であります。

この「学童保育クラブ」には、どれくらいの児童が入会しているのかを伺います。また、これは旧3町のものを受け継いだものであり、設置場所など環境が違っているわけですが、今後はどのようにしていくのかを伺います。

また、厚生労働省では、人数規模の適正化を打ち出しており、71人以上の大規模クラブに対し、分割を促しているところがございますが、それに該当するクラブはあるのか、あるのであれば今後どうするのかをお伺いします。

次に、宇ノ気地区で行われている「公民館開放による子どもの居場所づくり」事業について伺います。

これは、6年前から7つの公民館に事務員を配置し、何の制限もなく全ての子どもたちを対象に、毎日「子どもの居場所づくり」として公民館を開放してきたものですが、この事業を今年度で廃止するとのことであります。

確かにその役割を十分に果たしてきた所もあれば、そうでなかった所もあったかと思えます。

行政として、この5年間を振り返り、良かった点、悪かった点など、この事業をどう評価しているのか、またこの結果を今後どのように活かしていくのかを伺いたく思います。

私は、この事業が終わることに対し、絶対反対というわけではありませんが、しかし、今後の「子ども放課後対策」を考えた場合、「ゆめまなび大学」や「学童保育クラブ」だけで十分だとは思えません。

「公民館開放による子どもの居場所づくり」から学んだ良い部分をかほく市全体に反映してこそ、この事業を行ってきた価値があり、今後の「子ども放課後対策」になると考えます。

明快な答弁をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

**教育長【遠田敏博君】**議長。

**議長【西田正剛君】**遠田教育長。

**教育長【遠田敏博君】**それでは山田議員のご質問にお答え致します。

近年、急速に進む少子高齢化、核家族化の中で、子どもの育つ環境の悪化が危惧されてきていることは、議員のご指摘のとおりであります。

かほく市では、放課後子どもプランとして各小学校単位で「ゆめまなび大学子どもクラブ」を発足し、週1回、平日の放課後に市内の全ての小学校で活動を展開しております。

まず第1点目の活動回数についてのご質問ですが、平成20年度の年間活動回数は、6クラブで175回を予定しております。

参加率は登録人数の90パーセントを超える状況となっており、週1回の開催ではありますが、子ども放課後対策の一つとして機能を果たしているものと考えております。

第2点目の活動時間についてのご質問ですが、基本的には、学校の授業終了時から午後4時までとしております。また、4年生から6年生の高学年の登録人数は22名であり、対象となる高学年児童数の約2パーセントと少ない状況であります。

これは、高学年は学校の授業の終了時間が低学年より遅くなることに加えて、放課後の委員会活動や各種大会参加に向けての練習などの課外活動が数多くあることから参加しにくい状況になっていることによりますが、仮に高学年が参加可能な時間帯を設定した場合、終了時間は午後5時頃となり、小学校の完全下校時間を超えてしまうことや、季節によっては日没後の帰宅となることから、安全面を考慮すると終了時刻を遅らすことは困難であると考えてお

ります。

第3点目の更に拡張していく考えはあるかというご質問であります。今ほど申し上げました高学年の多くの課外活動のほか、かほく市内では小学校児童を対象としたスポーツ少年団の活動が活発に行われ、その他に学習塾、習い事などの複数の教室などに通っている児童も多くいると聞いております。子ども達にとりましても、多忙な放課後を過ごしているものと思われる。

このような現状に加え、事業実施の際、必要となります指導員、スタッフの確保を行うことは大変難しい状況であり、更に、参加者の負担金などの経費面を考慮した場合、週1回の活動回数は適当であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、学童保育クラブについてのご質問でございますが、学童保育クラブについては、改正児童福祉法に基づきまして小学校に就学しているおおむね10歳未満、これは小学校3年生以下が対象になるものですが、その児童にあって、その保護者が仕事等により昼間家庭にいないものを対象に、授業の終了後に児童厚生施設などの施設を利用して遊び場や生活の場を与え、その健全な育成を図るとされております。保護者が仕事その他の事情により、日中、家に不在となり、他に保護者に代わる者がいない児童を預かる施設であり、平たく言えば、放課後児童のカギっ子対策として始まった事業であります。

運営方法は公営、民営とありますが、かほく市では公設公営で行なっております。入会児童数による運営補助金として、国・県より補助基準額の3分の2の補助金の交付を受け運営を行っております。

さて、1点目の学童保育クラブの入会児童の



人数につきましては、後ほど市民部長より説明させていただきますので、第2点目の既存の施設を今後どうしていくのかについてお答え致します。旧3町で設置した学童保育クラブにつきましては、小学校区ごとに1箇所ずつ設置しており、今後も引き続き現在の体制で運営して参りたいと考えております。

3点目の大規模クラブの該当の有無についてであります。議員ご指摘のように、国の放課後児童健全育成事業等実施要綱に基づき、1クラブ当たりの放課後児童の人数が71人以上になった場合には、平成22年度より分割を行うなどの適正な人数規模の転換に努めることとされております。

市内の学童保育クラブ毎の人数につきましては、後ほど市民部長より説明させていただきますが、現在のところ大規模クラブに該当するクラブはありませんが、今後の学童保育クラブへの入会申請が増え、71名以上の大規模クラブが発生すれば、県とも協議のうえ、分割するなど施設の改修等も含めて検討し、対応して参りたいと考えております。

続きまして、公民館開放による子どもの居場所づくり事業についてのご質問であります。

当該事業は、旧宇ノ気町における公民館再編計画により平成15年度から5年間行う事業として平成19年度まで実施されてきたものであります。宇ノ気地区の各区長とも協議をした結果、1年間延長を希望した地域の公民館におきましては、今年度限りとして事業を継続しております。

事業の評価としましては、議員ご指摘のとおり地域によってばらつきがあり、例えば子どもが公民館で活動することによる施設の管理面の問題を指摘する意見も一部にありましたが、概ね自宅に近い場所の公民館が放課後の居場

所ということで、子ども達が利用し易く安心な居場所となっていることが評価できるものと考えております。

ただ、自宅近くの公民館を開放しているにもかかわらず、各公民館の利用状況を見ますと1日わずか数人から十数人程度の利用者数であり、このことから効率的な運用が課題であると言えます。

またこの事業は、市内の一部地域で行われているものであるため、仮に地域間の不均衡を正を行うために当該事業を市内全体に展開した場合は、市内の公民館又は集会所などの確保や財政負担の増額が必要となり、更に放課後子ども教室、学童保育クラブ及び児童館といったそれぞれの子ども放課後対策事業の実施状況を踏まえて検討した結果、今年度をもって終了することとしたものであります。

このような状況を鑑み、市として行う放課後の子どもの居場所としての機能につきましては、各小学校単位の公共施設に集約していくことを検討しており、例えば宇ノ気小学校近隣のかほく市宇ノ気勤労青少年ホーム内において、かほく市至誠が丘児童館と連携した事業を展開した場合は、読書をしたい子、仲間遊びをしたい子に加えて児童館事業に参加する子など、様々なニーズに対応できる放課後対策の拠点としての機能を充実させることができるのではないかと考えております。

また、当該事業を推進するうえにおいては、行政だけではなく地域の教育力の充実が大変重要となりますので、地域としての子どもの放課後対策につきましては「地域の子どもの地域で見守り地域で育む」という視点に立った対応により、子どもたちが地域の中で安心して過ごせる環境を醸成して頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

上げます。なおこの後、数字的な説明事項につきましては、市民部長より説明させていただきます。

以上で山田議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

**市民部長【松本吉雄君】**議長。

**議長【西田正剛君】**松本市民部長。

**市民部長【松本吉雄君】**それでは、山田議員の学童保育クラブの入会児童の人数についてのご質問にお答え致します。

かほく市内には現在6学童保育クラブが開所しております。8月末現在の入会児童数ですけれども、高松学童保育クラブは42人、大海学童保育クラブは29人、七窪学童保育クラブは30人、外日角学童保育クラブは55人、宇ノ気学童保育クラブは69人、金津学童保育クラブは25人で、合計250人の児童が入会しております。

今後も、子どもたちの健全な育成を図るために努めていかなければならないと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で山田議員に対する答弁とさせていただきます。

すいません。七塚学童を七窪といたしました。訂正をよろしくお願いをいたします。これで私の説明を終わります。

**議長【西田正剛君】**山田議員、答弁もれはありませんか。

**16番【山田孝一君】**答弁もれはありません。

**議長【西田正剛君】**再質問はありませんか。

**16番【山田孝一君】**はい、あります。

**議長【西田正剛君】**山田議員。

**16番【山田孝一君】**丁寧なご答弁ありがとうございます。公民館開放による子どもの居場所づくりについての再質問をさせていただきます。

教育長から答弁をいただくかと思うんですが、その前に市長さんに一言確認をいただきたいと思います。自席で結構ですから。

真に必要なものは残す、あるいはつくる、また必要でないものは廃止する。無駄なものは削る。という精神というか思想について市長がどういう思いでおられるのか、それだけ1点お聞きしたいと思います。

**市長【油野和一郎君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**それでは、再質問についてお答えをいたしたいと思います。

言われるとおり、必要なものは必要、必要でないものは必要でないということではございますけれども、真に必要であっても、財政的に無理なこともありますので、そういった全てを勘案しながら市政というものは運営していかなければならない。これがそれにあたるかどうかは、どういう趣旨の質問であるか分かりませんが、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いいいたします。

**16番【山田孝一君】**それでは、続いて再質問の続きをさせていただきます。

今、市長から必要なものは残す、無駄なものは廃止する、必要でないものは廃止していくというご意見がございました。もちろん、財政的な問題もあると思います。それを踏まえてお伺いしたいんですが、このことについて区長さんあるいは地域の公民館の人々に、たぶんご意見をお聞かれしたことと思います。

私の聞いているところでは、管理の面とかいろんな面で、もう廃止して結構ですよという地区もいくつかあったと思いますし、是非できれば残してほしいという要望の地区もあったと思います。

これについて、実際活用の状況、どれほどの

活用がされておるのか、有意義に活用されておるのかということの調査をされたのか、されていないのかというのが先ず1点。

それと、先ほど教育長の冒頭のあいさつにあったとおり、今後のこの日本の国を背負って立っていく子どもたちの大事な一つの要素に、なんといいですか、意志のある強いたくましい子どもたちを育てていかなければならないと思うのですが、そうした場合、昨今家にこもってゲーム等なりをして過ごす子がだんだん増えているやに思います。

こういう、公民館を開放して集団的に異年齢的に、上も下も一緒になって、いろいろその放課後を過ごしていくということは、たいへん良いことだと思うし、良いことばかりでなし、悪いことだらけですけれども、良くないことも学ぶこともあるかと思えますけれども、そういう環境の中で育った子ども、育てられた子どもが、たくましく精神的に強い子どもに育っていく要素が多いんじゃないかと思えます。

ある人の言葉に、これは少年犯罪予防委員会代表の幸島美智子さんという人が、全国的に講演されているんですが、その基本的な理念は、「子育ては人づくり、人づくりは罪づくり、生きる力を持ち合わせた成熟した本物の大人を育てることこそが、治安力のある美しい日本の再建につながる」という趣旨の講演をされております。

そういう意味合いからおきまして、放課後公民館を開放しながら、上級生、下級生、集団的にいわゆるたくましい子どもを育てる場を、必要とする所には残し、そうでない所は当然廃止していけばいいと思うんですが、財政的にこの必要な箇所を残した場合、いくらぐらいの財政的負担があるのか、その辺も含めて答弁を願いたいと思います。

**教育長【遠田敏博君】**議長。

**議長【西田正剛君】**遠田教育長。

**教育長【遠田敏博君】**山田議員のご質問にお答えいたします。

先ず、最初のご質問でございますが、公民館の利用状況調査をされたかどうかというお話でございますけれども、本当に調査したものがございます。これは平成17年度から19年度にかけてまして、宇ノ気地区の公民館の利用状況でございます。

それぞれの館の数字が出ておりますけれども、平均しますと1館あたり子どもがその公民館を利用する人数は、7.1人ということになっております。その数字は、僅か1.7人という公民館もありますし、10名を超えている公民館も実はございますけれども、おしなべますと7.1人という調査結果が出ております。

それから2点目、これはご質問になるかどうか分かりませんが、子どもが大人になって、しっかりした精神的に強い人間に育てるべきではないか。そのために公民館の役割は大きいというお話してございました。

実は私も議員おっしゃるとおりの考えではあります。ただ、私調査をいたしました結果、例えば、これちょっと古いんですが、平成18年度の調査によりますと、これ5年生を対象に調査をされておりますが、こういうクエスチョンを出しております。「学校が終わった後や休日に、何か習い事等をしていきますか」という質問をしております。その結果を見ますと、これは教育センターの調査ですけれども、学習塾、これは家庭教師も含むんですが、27.8%の子がそういう学習塾に通っておりますし、スポーツ、これはスポーツ少年団も含めてなんですが、67.7%。ところが、習い事等は全くしていないという返答が11.1%でございました。

それを考えますと、必ずしも習い事あるいはスポーツ等の参加者と公民館に通う割合を精査しますと、必ずしも公民館に行く子どもは多くないという調査結果が実はもう出ております。これは私が先ほど答弁したあれにも準じるものと思っております。

ただ、全く公民館へ来たい子どもがいるのに、それを阻止するべきではないんじゃないかと、それは社会性を育むのに非常に大事だと、私そのとおりだと思っております。

ただ、市といたしましては先ほど申し上げましたように、各校下ごとに拠点地域を設けまして、宇ノ気地区では勤労青少年ホームを拠点にして活動を展開するという話をさせていただいたんですけども、地区の公民館に関しましてこのでは、やはり先ほどから何べんも申しませんですけども、地域の中の子どもたちは、やはり地域で育てていただきたい。例えば私非常に感謝しているのが1点ございます。

子どもたちの安全安心を確保するために、地域の方々がそれぞれ毎日のように街頭に立って子どもたちを指導していただいていると。本当にこれはありがたい思いをしております。

また、こと公民館にしましても、そういう財政的な問題もございまして、どうか一つ地域の方々に、そういう面では安全安心を含めた形の上で育てていただければなという、私ども行政側からのお願いでございます。

それから第3点目でございますけれども、財政的負担でございますけれども、今具体的にどの程度かかるのかは、まだ調査してございませんので、後ほどまた山田議員にはお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**議長【西田正剛君】**山田議員。

**16番【山田孝一君】**細部にわたりお答えいただきありがとうございます。

これに対し、もう少し突っ込んだ再質問になるかと思うんですが、調査をされたということで、どういう調査をされたのか聞いておりませんが、机の上での数字的な調査ではなしに、直接区長あるいは公民館長あるいは公民館の実際毎日勤めている事務員等に、生の声をお聞きした上での調査であるのか、単に机上の帳面の上だけでの調査なのか、それは分かりませんが、冒頭に言いましたとおり、非常に重要に受け止めている地区もございまして。私の質問の最後にあつたとおり、良い部分をさらにかほく市全体に反映して伸ばして事業を行っていけばいいんじゃないかなと個人的にはそう思っております。

またこの財政的な部分も含めまして、本当に地区が受け入れることに対して、強い意識を持っているところ等については、良い部分を残すという意味で、いわゆる平均的な数字をあげて、それで全体を評価するというんじゃないしに、個々に要望されているところに目をあてて、画一的に全市いっぺんに廃止するとか、立ち上げるとかというんじゃないしに、やはりそれぞれの要望に応じた、柔軟性をもった方向を検討していただければなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長【西田正剛君】**次に、10番 沖津千万人君。

**10番【沖津千万人君】**平成20年第3回定例会にあたり、通告順に従い一般質問を行います。

先日、かほく市合併後に発行された「議会だより」を、第1号から最新の18号までを改めて読み返してみました。

44名の定数時代、多いときは20名の議員が2日間にわたり一般質問に立ち、たいへんぎやかな船出であったことを思い出しました。

その議会だよりの中で、同僚議員のイオンに関連した質問が数多くなされ、いろんな角度から多岐にわたって議会としてのチェックがなされてきました。

その中で油野市長より前向きに検討したいとの答弁をいただいているいくつかの質問が、その後どのように検討され、結果どうなっているか質問をいたします。

まず1点目、イオンかほくショッピングセンターの中に行政サービスコーナーを設けてはどうかという質問に対して、市長の方よりどのような業務が可能か、また効率的かを前向きに検討するとの答弁がなされています。年間1千万人以上という想像もできないくらい多くの方が訪れる施設であり、かほく市のPRにも効果があると思われるが、その後イオンとどのような検討がなされ、結果どうなったのかお聞かせ願いたい。

続いて2点目は、河北縦断道路の延伸により、狩鹿野地内のJR不濠踏切と津幡バイパスの側道との交差点の改良についてであります。

イオンオープン後には交通量の増大が予想されるだけに、その対策としてどのような改良がなされたかお聞かせ願いたい。

併せて、国道159号線津幡バイパス、船橋・内日角区間は現在でも朝夕自然渋滞が起っています。イオンオープン後を心配する声をよく耳にします。4車線化に向けての取り組みと、進捗状況をお聞かせ願いたい。

3点目は、イオン進出に伴いかほく市として施設を周遊するリングロードを中心に渋滞緩和のための道路整備や雨水対策として雨水幹線の整備、併せて上水道の整備など周辺整備にかなり力を入れて参りました。

最終的に投資経費はどれくらいになるのか、財源の手立てはどのようになされたのか、また

平成20年度、用地の地目変更により固定資産税の増額が計上されています。今後歳入においてどれだけの効果が見込まれるのか併せてお聞かせ願いたい。

それ以外にもイオン効果として市の活性化に大きな期待が寄せられているが、現在考えられる点をお聞かせ願いたい。

9月1日、かほく市商業協同組合による買い物ポイントカード「にゃんたろうカード」が地元商店118店舗によりスタートしたことも、大型商業施設に負けないようサービスの向上による活性化策と期待をされています。

続きまして、かほく市庁舎整備についてお尋ねいたします。

平成19年1月に議会として庁舎整備についての調査結果を市長へ報告がなされています。

同年3月には、かほく市庁舎整備方針が市当局より示され、庁舎統合に向けた第1歩がスタートしています。平成20年度には基本計画の策定が整備スケジュールとして示されていますが、進捗状況をお聞かせ願いたい。

また、7月末に市民文教常任委員会の視察で訪れた静岡県の牧之原市で、市民サービスの向上や経費削減のため、総合窓口によるワンストップサービスが実施されていました。

ワンストップサービスとは、一般市民の方が複数の部署を回ることなく、1箇所で手続きを済ませることができ、必要な時には2階、3階のフロアから職員が総合窓口の方へ足を運ぶ、またテレビ電話などでも対応されていました。

かほく市が進める庁舎整備計画においても、是非前向きに検討をして頂きたいサービスであると思います。市長のお考えをお聞かせ願いたい。

以上で私の一般質問を終わります。

**市長【油野和一郎君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**油野市長。

**市長【油野和一郎君】**それでは、沖津議員のご質問にお答え致します。

第1点目のイオンかほく店に関するご質問であります。

まず、店舗内での行政サービスコーナーの設置についてであります。イオンかほく店は広い商圈エリアを見込むもので市の内外から多くの来客者が訪れ、かほく市をPRするのに最も適した施設の一つになることもあり、この店舗をいかに有効に活用できるかということで検討して参りました。店舗内にテナントとして行政コーナーを設置しサービスセンター機能として運営するとなると、設置に伴う工事費はもちろんのこと、ランニングコストとしても共益費・駐車場費などが発生することや、簡易的なものであったとしても無人で対応することが出来ないというイオン側の条件や、諸証明を発行するための自動交付機の設置も検討して参りましたが、いずれにしても、非常に多額の費用がかかる見込みとなりました。また、距離的にも市役所に近いことなどから費用対効果を総合的に判断した結果、1階店舗のエスカレーターの下に共用部分にかほく市インフォメーションコーナーを設置することと致しました。このインフォメーションコーナーは大型テレビを設置し、ケーブルテレビのかほくチャンネルを放映するとともに、市の行政情報や観光パンフレット等も配置し、来客者の皆様にかほく市の魅力を広くPRしていきたいと考えております。

次に、JR不濠踏切付近の交差点改良と国道159号津幡バイパス4車線化についてのご質問であります。まず、不濠踏切付近の交差点改良につきましては、本年3月に国道159号津幡

バイパス狩鹿野インターチェンジの海側側道に取り付く市道狩鹿野5号線に右折車線を整備し、交通量の増加に伴う対策を講じたところであります。更には山側のJR七尾線不濠踏切付近の交差点においては、本年3月に踏切と交差点との擦り付け段差が大きかったことから舗装の嵩上げ工事を行い、スムーズな走行が図れる対策を実施したところであります。

また、不濠踏切付近の道路拡幅につきましては、JR西日本との協議によりまして、列車の安全運行の観点から、他の踏切も含めた総合的な検討が必要となることなどから、早急な対応が難しいとのことであり、付加車線の設置工事については当面実施が困難であると考えております。

一方、国土交通省においては、狩鹿野インターチェンジ平面交差点部で死角となる箇所、カーブミラーの設置をこの7月に行ったところであります。

このように抜本的なハード面での対策は他の機関との調整に困難な点が非常に多く、円滑な交通と安全対策に係るソフト的な対策につきましては、国道159号を管理している国土交通省と、交通規制を総括している津幡警察署との協議により、多角的な面から早急な安全対策を検討しているとお聞きしており、今後、イオンかほく店がオープンした後については実際の交通量と交通の流れを十分に把握しながら必要な対策を更に講じていくということであり、

また、国道159号津幡バイパス4車線化につきましては、先般、8月初旬に上京し、国道159号建設促進期成同盟会として要望活動を実施したところであります。その中で国土交通省としては朝夕の渋滞が多いことから4車線化事業につきましては、早急に実施する必要がある

と認識しており、優先順位が高い路線であるとのことをご回答を頂いております。

しかしながら、道路特定財源の一般財源化などによる、今後の道路行政の財源確保につきましては、先行きが不透明なものとなっております。

このような状況の中、今年度、津幡町舟橋から能瀬区間において本格的な工事の推進を図っていくとのことであり、先月 27 日には、狩鹿野インターチェンジ山側の高架部分において橋桁が架かり、少しずつではありますが 4 車線化に向けた工事が進められております。

市と致しましては、今後も関係する自治体と連携を図りながら、引き続き 4 車線化の早期完成に向け、更なる要望活動を展開して参りたいと考えております。

次に、イオン進出に伴う周辺整備費に市からどれだけの経費を投資したか、一方でかほく市の財政面における効果とそれ以外の経済効果についてどれだけ見込まれるかのご質問であります。これまで実施して参りました事業はあくまでも将来的なまちづくりの一環として進めてきたものであり、一概にイオン関連のみと言い切ることはできませんが、地域の安全を確保するため、周辺道路の交通渋滞緩和や交通事故防止の対策として国道 159 号狩鹿野インターチェンジ付近からイオン周辺の幹線道路の整備に 5 億円弱、周辺の浸水対策として雨水幹線の整備に約 1 億 3 千万円、周辺環境を保持するための上下水道整備として約 7 千万円を投資しております。

その財源と致しましては、国庫補助金や合併特例債などを充当したことにより、実質的な市の負担額は、道路関連では約 1 億 4 千万円、雨水幹線で 4 千万円となっております。上水道、下水道の公営企業分については、実質的な市の

負担額は約 6 千万円ではありますが、年間数千万円の大幅な使用料金の増収により、十分採算性を確保できるものであります。

また、これまで未利用地であった市所有の土地の賃貸による増収なども見込まれます。

一方、財政的効果として固定資産税では、敷地全体が今後、宅地として課税されることにより、また、建物については平成 21 年度より賦課される予定となっており、大幅な増収が見込めると試算しております。さらに、法人市民税については、従業者数により法人税割が決まることや、その他、個人市民税などの影響額は現段階で詳細な税額計算はできませんが、これらを合わせて、最低でも年間 1 億円を優に超える増収になり、この増収分は市の一般財源として将来にわたって福祉の充実はもとより市民の安全、安心の確保のための施策に大いに寄与するものであり、十分な投資効果が見込めると考えております。

また、イオン出店効果により市の活性化として期待されるものと致しまして、議員ご承知のとおり、既に目についてきておりますように、周辺に民間のアパートなどが非常に多く建設されており、その固定資産税等の増収が見込めるほか、地元購買率の上昇や新たな雇用の創出、若年層の定住促進、交流人口の拡大や賑わいの創出、店舗内の地場農産物販売コーナーによる地産地消の促進など市の活性化に数多くの期待ができるものと考えております。

更には、大型店とかほく市内の既存の商業活動との相乗効果による活性化についても大いに期待しているものであり、この第一弾となる議員お話の「にゃんたろうカード」が広く市民に活用して頂けることを願っているところであります。

市と致しましては、これまでも商工会との

連携を図りながら商業振興にかかる支援策を講じてきたところでありますが、今後も、商工会、商業者の皆様と連携を図りながら市全体の活性化推進に取り組んで参りたいと考えております。

かほく市が誕生して5年目を迎える今、かほく市の更なる前進・発展のために、市民の皆様はもとより、議員各位におかれましても、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に第2点目の、かほく市庁舎整備基本計画策定の進捗状況についてであります。

議員お話のとおり、昨年3月に「かほく市庁舎整備基本方針」を策定し、庁舎整備につきましては、市民サービスのさらなる向上と事務の効率化、経費の節減合理化を図るため、既に耐震補強工事を終えている宇ノ気庁舎に行政機能を集約し、周辺施設等の利活用も十分検討した上で、既存庁舎の増改築により整備するという整備方針のもと、昨年の12月定例会で「新市建設計画」の変更について議員各位のご賛同を頂きました。

その後の取り組みと致しまして、本年1月には副市長を委員長とする庁舎整備基本計画策定委員会を立上げるとともに施設管理や電算業務などを担当する関係課職員で構成するワーキンググループを設置し、市民の皆様にとって利用しやすく親しみやすい庁舎となるよう、様々な視点から、増改築の規模、各部署の配置、そのために必要となる工事について検討するほか、分庁舎の整理、利活用、実施スケジュール等の課題について、鋭意協議を進めているところであります。

現段階では、宇ノ気庁舎を有効に活用するための部署等の配置や事務スペースだけではなく市民ラウンジや市民相談コーナーなど市民

サービスに必要なスペース、また、協議、打合せなどに必要な会議スペース、各庁舎に保管されている資料の収納スペースを検討するほか、エレベーターを含めたバリアフリー対応などについても詳細な検討を重ねてきております。その結果、何よりも来庁者の皆様にわかりやすく、利便性が高い庁舎となるよう、増築するという方針で取り組むことを策定委員会で決定したところであり、現在は、経費を抑えるためにできるだけコンパクトな増築規模となるよう更なる検討を進めているところであります。

また、来庁者用の駐車場及び公用車駐車場、職員駐車場の規模につきましても検討した結果、現在の宇ノ気庁舎敷地面積では100%の確保は困難であり、場合によっては用地の購入或いは庁舎周辺の土地の借り上げということを視野に入れながら協議を進めているところであります。更に、高松庁舎・七塚庁舎の跡地利用などについても、今後、方向性を明確にし、できれば本年中に議員の皆様へ中間報告をさせて頂くとともに十分な協議をさせて頂いた上で、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見も拝聴しながら、最終的には来年の2月中に基本計画を取りまとめ、3月定例会におきましてご報告をしたいと考えております。

また、庁舎整備計画に伴うワンストップ行政サービスの導入についてであります。庁舎の増改築を考える上で、庁舎正面玄関に入ると、いわゆる窓口業務の担当課が幅広く見渡せ、かつ、来庁者の歩行動線ができるだけ短くなるよう、市民の皆様の視線を最重点においた課の配置を考えているところであります。

現在、設置しております総合案内窓口につきましても更なる充実を図るとともに、必要な時には関係職員が来庁者の方のところへ出向い



たり、場合によっては、テレビ電話を活用するなど、ワンストップサービスと何ら遜色のない市民サービスを提供することができるよう努めて参りたいと考えております。

今後も、「サービスは全員がいつもむらなく心をこめて」、職員一人ひとりが市民の皆様の立場になって、更なる市民サービスの向上に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上で、沖津議員のご質問に対する答弁と致します。

**議長【西田正剛君】**沖津議員、答弁もれはありませんか。

**10番【沖津千万人君】**なし。

**議長【西田正剛君】**再質問はありませんか。

**10番【沖津千万人君】**はい、議長。

**議長【西田正剛君】**沖津議員。

**十番【沖津千万人君】**先ず、イオンに關しまして、来月末オープンというふうにマスコミで報道がされております。そのオープンを前に確認の意味も込めまして質問させていただきました。たいへん丁寧に、特に財政面では市の持ち出しが2億4千万円に対して、税収では少なくとも年間1億見込まれるということも言っていたいただきました。それを聞いて先ず安心をいたしております。

ただ、1千万人を超える方が年間おいであるということで、これから市民の方や利用される方の意見を聞きながら、私も市民の声を行政に届けるように、そういうことを心がけていきたいと思ひます。

1点だけ再質問させていただきたいと思ひます。

庁舎整備の方針の中で、消防庁舎の整備方針も同時に示されていたかと思ひますが、その当時まだ具体的に消防本部の統廃合という話、そ

うということが想定されることは文言の中にも載っています。ただ、その後具体的に金沢市、津幡町、内灘町、かほく市が消防本部の統合という話ですが、具体的に出て参りました。

その辺のところを今後の計画を策定していく上で、本部機能がある場合と無い場合では、予算的な面と、位置的な面で少し違いが出てくるかと思ひますけど、その辺のところを今の時点でお答えできる範囲で市長の見解を聞かせていただきたいと思ひます。

**議長【西田正剛君】**架谷副市長。

**副市長【架谷外茂治君】**それでは、沖津議員の再質問についてお答えをいたします。

ただ今、消防庁舎の整備方針についてというご質問でございました。議員のご質問にもございましたように、昨年3月に策定をいたしました「かほく市庁舎整備基本方針」では、迅速かつ的確な消防救急活動の充実を図るということで、できる限り市の中心部で、既存の市有地の有効活用を図ることを前提とした消防庁舎を整備すること。また、整備時期につきましては、県内における消防広域化の対応方針が平成19年度中に示されました。その後、5年以内に消防組織の再編が実施されるという見込みでありますので、これらの今後の推移、そういったことを踏まえながらですね、検討をしていきたいというふうに考えています。

現時点における、消防の広域化の状況につきましてはですね、平成20年3月に「石川県消防広域化推進計画」、これが県の方で策定をされまして、計画では県内5つのブロックの消防本部体制となり、かほく市においては、石川中央ブロックということで、金沢市、津幡町、内灘町、この2市2町の組み合わせと、ブロック範囲ということで提示がされております。

ご承知のとおり、この計画が示される以前の

本年2月でございますけれども、既にこの時点から先ほどの2市2町で消防指令業務の共同運用を開始しているということでございます。

今後はですね、平成24年度までに広域化対象市と町で「広域消防運営計画」、こういったものを作成するというところでございまして、この計画の中で、広域消防の運営の基本方針、また消防本部の位置、名前など、こういったものを決め、消防の広域化を実現するという予定になっております。

かほく市におきましても、この消防の広域化の進捗状況を見据えながら、かほく市庁舎整備基本方針で示された整備概要を踏まえたうえで、場合によっては今後策定致します「広域消防運営計画」に沿って消防庁舎の整備について変更も含めて検討していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**議長【西田正剛君】**ただ今の答弁に対し、再質問はありませんか。

**10番【沖津千万人君】**はい。

#### 散 会

**議長【西田正剛君】**以上で、本日の一般質問を終わります。

次回は、9月19日、午前10時から本議場で開会します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

午後2時35分 閉議散会